CLOSE UP 千葉県市川市

先進・ユニーク条例【解説】

市川市民が安全で安心して快適に生活することができる環境の向上のためのカラス被害の防止等に関する条例（カラス被害防止条例）

市川市環境部清掃事業課主任　長塚　友貴

千葉県市川市は「市川市民が安全で安心して快適に生活することができる環境の向上のためのカラス被害の防止等に関する条例（カラス被害防止条例）」を制定した（条例第36号として平成30年7月公布、同31年1月施行）。

ごみ集積場所でのごみの散乱、カラスの攻撃、威嚇などのカラス被害の対策（ごみ集積場所の適正な管理など）を行い、カラス被害の防止を図り、市民が安全で安心して快適な生活を送ることができる環境の向上を目的とした条例で、同旨の条例としては全国初。

1　条例制定に至った背景と経緯

ごみの散乱、騒音、糞害による建物の汚損や、繁殖期には威嚇、攻撃するなど、カラスと人間とのトラブルは多く、日常生活において度々問題となることがあります。

中でもごみの散乱については、カラス被害の中で一番問題となっているものと考えています。特に本市では、建物ごとにごみを収集する戸別収集方式ではなく、ごみ集積場所での収集方式を採っていますので、このような問題が多く発生しています。

これまで市川市では、カラス対策マニュアルに基づき、戸建住宅に対しては、カラス対策ネット、金網式ごみ箱の貸与、集合住宅に対しては、専用のごみ集積場所の設置の指導、ごみストッカー設置の指導、その他、繁殖期には早朝にごみ収集を行うなどのカラス被害対策を講じてきました。一定の効果があり、カラス被害は減少していますが、いまだ市民から苦情が寄せられています。

2　議員立法による条例

本条例は、市川市議会議員・中村義雄氏によって上程されたものです。

中村氏は、カラス被害防止対策について調査、検討を行い、カラス被害が生じているごみ集積場所の多くは賃貸の集合住宅であること、その集合住宅でごみ出しルールが守られていないことが多く、ごみ集積場所が適正に管理されていないことでごみが残り、それがカラスの餌場となっていることがカラス被害の原因であると考えたということです。

さらに、会派公明党が実施した「カラス被害に関する市民アンケート」（配布数５００、総回答数３０８）では、市川市によるカラス対策は十分であるとの回答は僅か１・３％であり、条例化を望むとの回答が69・４％と、制定する必要はない３・７％を大きく上回っており、より効果的なカラス被害対策を実施することが必要であるという結果が出ました。

そこで、カラス被害対策を実効性のあるも

のにするため、集合住宅の所有者等に責任を持たせることに主眼を置いた条例の検討を実施し、カラスの生態調査や、本条例において重要な位置を占める市が、具体的な施策を実施する上でのよりどころとなる指針を柱に制度設計を行い、条例案が作成されました。その後、平成30年6月議会に条例案が提出され、賛成多数で可決されました。

3 条例内容・設計の解説

本条例の内容は大きく分けて二つあります。

一つ目は、市・事業者・市民の責務がそれぞれ定められている点です（図1参照）。

市の責務としては、カラス被害に対する「カラス被害対策指針」を作成して各施策を実施し、その指針については、おおむね4年ごとに検証し、必要に応じて見直すこととしています。また、カラス被害に関する情報の収集に努め、市民及び事業者に対し、助言その他必要な措置を行うこと、カラス被害対策の様々な施策が交互に関連することから、より適切な推進体制を整備することとなっています。

事業者、市民の責務としては、自らがカラス被害を発生させないようにするとともに、

図1　市・事業者・市民それぞれの責務

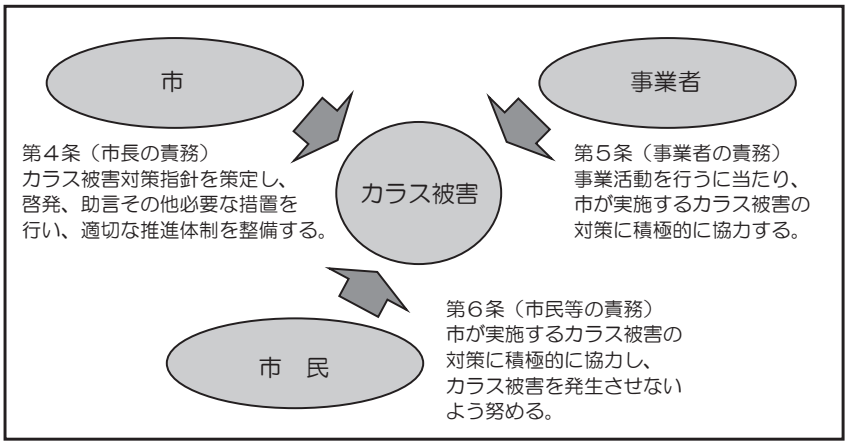

図2　ごみ集積場所でのカラス被害対応の流れ

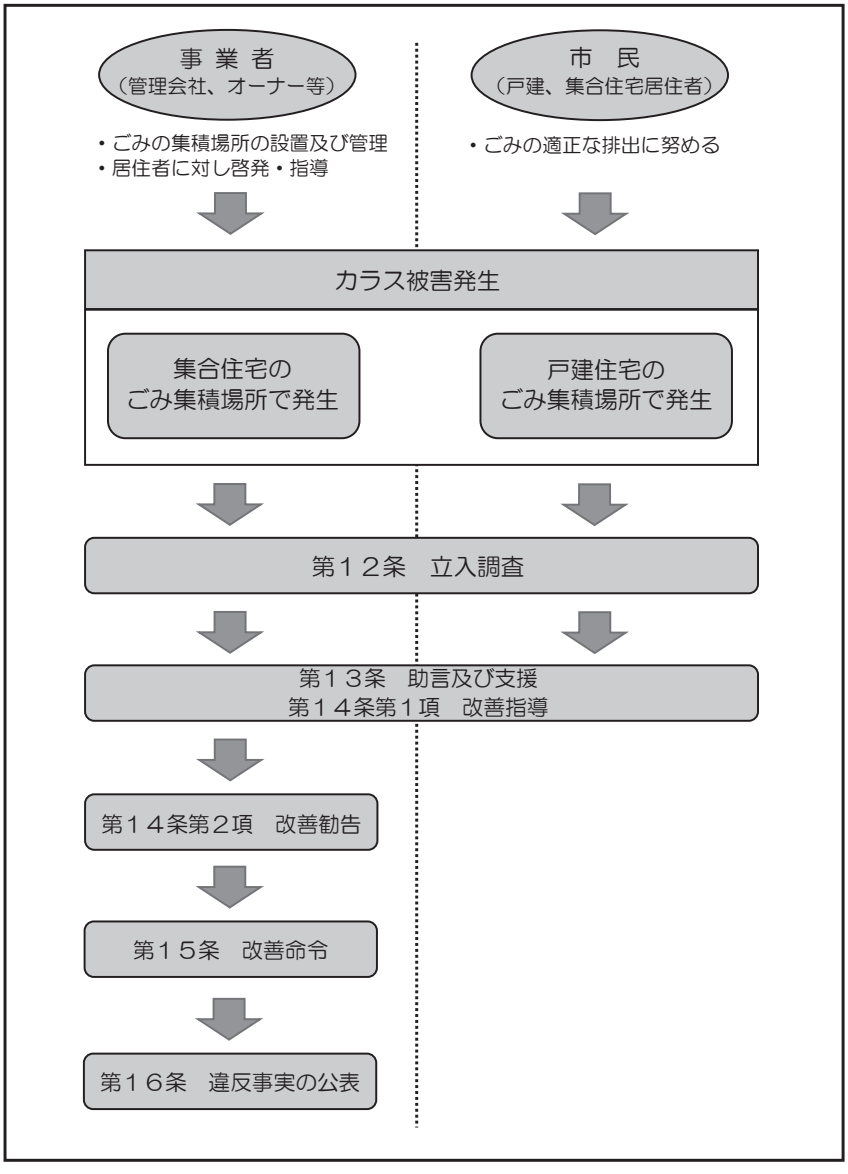

市が実施するカラス被害の対策に積極的に協力すること、また、カラスへの餌やり、カラスの巣の材料となるハンガー等の放置により、カラス被害を発生させないよう努めるものとされています。

二つ目は、マンションやアパートなど集合住宅で設置するごみ集積場所について、当該集合住宅の所有者等（オーナーや管理会社等）が適正に管理を行わない場合に、不利益処分が設定されている点です。集合住宅のごみ集積場所でカラス被害が発生した場合、集合住宅の所有者等に助言、改善指導を行い、改善指導に従わない場合は改善勧告、改善命令を実施し、最終的には住所や氏名を公表できる内容となっています（図2参照）。この内容は、集合住宅のごみ集積場所について重点的に対策を実施することが、市全体のカラス被害対策に最も効果的であり、対策の必要性と緊急性も非常に高いと考えられることを考慮し、本条例の中心的な位置付けとしています。

一方、戸建住宅が使用しているごみ集積場所において、適正に管理がされておらず、カラス被害が発生した場合には、集合住宅と同様に助言、改善指導を行いますが、改善勧告、改善命令、公表などの不利益処分は設定されていません。

本条例において具体的な施策を実施するためには、カラス被害対策指針の内容が重要となります。内容のあるカラス被害対策指針を策定するためには、カラスの生態及び現在のカラス被害の状況等を考慮した実効性のある指針としなければなりません。そこで、条例の施行に先立って、以下の調査を行いました。

図３　カラスの生息状況調査

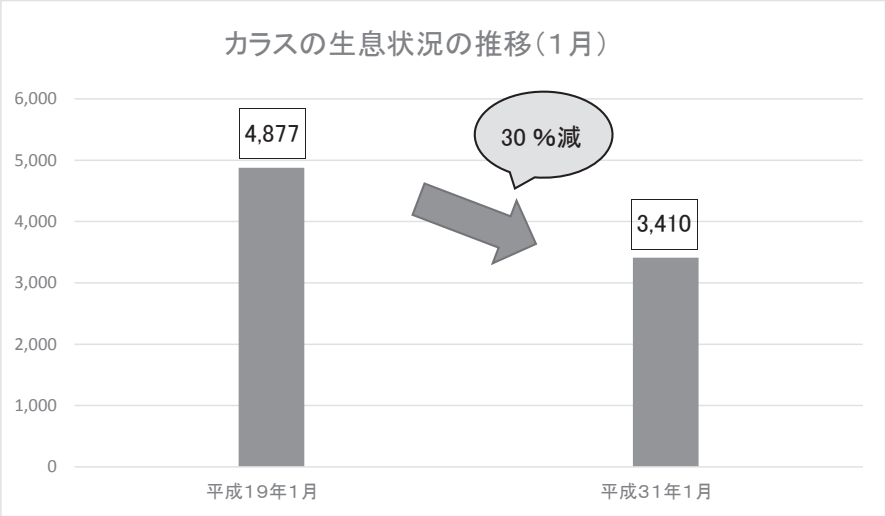

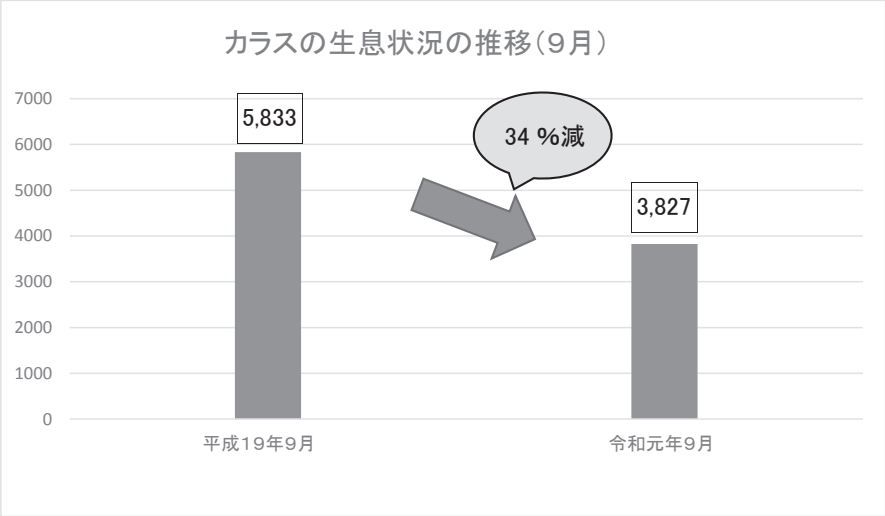

（1）カラスの生息状況調査

市内におけるカラスの生息状況の調査を越冬期である1月と繁殖終了期である9月に行いました。市内及び近隣市にある大規模なねぐら2箇所を対象にねぐら入りしたカラスの数を調査したところ、過去の調査である平成19年の調査と比べ、1月調査は約30％、9月

調査は約34％のカラスが減少している結果が出ました（図3参照）。

（2）ごみ集積場所の状況調査

カラス等によるごみ集積場所の被害状況を調べるため、全長約2㎞の調査区間を複数設定し、当該調査区間にあるごみ集積場所の状況（カラス等による被害の有無、カラス対策ネット等の防除対策の有無、ごみ集積場所周辺のカラスの数）についての調査を越冬期である1月と繁殖期である5月に行いました。

過去の調査である平成19年の調査結果と比較すると、1月の調査では、カラス対策ネット等の防除対策がなされているごみ集積場所の割合は、55％から87％へと改善されており、被害を受けたごみ集積場所の割合も4・3％から2・3％へと低減していました。

また、5月の調査では、防除対策がなされているごみ集積場所の割合が63％から85％へと改善されており、被害を受けたごみ集積場所の割合も7・2％から1・9％へと低減していました（図4参照）。

これらの調査結果から、カラスの個体数は減少しており、ごみ集積場所の防除対策の普及率の増加から、被害を受けたごみ集積場所の数も減少しています。

また、平成31年1月1日の条例施行から、令和元年11月末時点で、実際にカラス被害が発生したごみ集積場所や、そのおそれがあるごみ集積場所に対して、集合住宅の所有者等に指導等を行った結果、7棟の集合住宅で新規に専用のごみ集積場所が設置されました。

今後は、更にカラス被害の温床となる生ごみ等の餌資源を減らすと同時に、人とカラスが過剰に干渉することのない状況を築くことが重要であり、そのための方策の検討と実施、効果の検証を行うことが必要であると考えています。

また、カラスの市外等からの流入及び増加を防ぐためには、ごみ対策は最も重要かつ効果的な対策と考えています。生ごみの減量化、排出されたごみとカラスとの接点を最小限に抑えるカラス対策ネットや金網式ごみ箱の貸

図4　ごみ集積場所の状況調査

【1月調査】

	平成19年1月（ア）	平成31年1月（イ）	（イ）－（ア）
ごみ集積場所数（A）	３７６ヵ所	３９７ヵ所	２１ヵ所
対策済の集積場所数（B）	２０７ヵ所	３４４ヵ所	１３７ヵ所
対策済の集積場所の割合（B/A）	５５％	８７％	３２ポイント
被害を受けた集積場所数（C）	１６ヵ所	９ヵ所	△７ヵ所
被害を受けた集積場所の割合（C/A）	４．３％	２．３％	△２．０ポイント
ごみ集積場所周辺のカラス類の数	６０羽	２７羽	△３３羽

【5月調査】

	平成19年5月（ア）	令和元年5月（イ）	（イ）－（ア）
ごみ集積場所数（A）	３４８ヵ所	３７８ヵ所	３０ヵ所
対策済の集積場所数（B）	２２０ヵ所	３２２ヵ所	１０２ヵ所
対策済の集積場所の割合（B/A）	６３％	８５％	２２ポイント
被害を受けた集積場所数（C）	２５ヵ所	７ヵ所	△１８ヵ所
被害を受けた集積場所の割合（C/A）	７．２％	１．９％	△５．３ポイント
ごみ集積場所周辺のカラス類の数	４４羽	３４羽	△１０羽

与、またそれらの適正な使い方の周知も必要です。その他、餌やりの防止、巣作り資源の適正な管理、忌避剤の散布や、新たなカラス対策のモニター事業など、今後検討する対策や具体的な施策等の内容をカラス被害対策指針に盛り込み、令和2年1月に公表しました。

4　課題と今後の展望

本市が持つ他の条例によって、一定規模の集合住宅については、専用のごみ集積場所を設けることが義務付けられていますが、この条例が施行される以前の集合住宅は、専用のごみ集積場所を設けていないものが多く、集合住宅の所有者等により適正に管理されていないものが多いです。今後は、このような集合住宅に対して、専用のごみ集積場所の設置、適正な管理の指導を継続して実施していきたいと思います。

本条例が施行されたことで、市としてもカラス被害に対して積極的に対応することができるようになりました。しかし、市だけでできるものではなく、市・事業者・市民が協力してカラス対策を実施していくことが重要であることから、本条例及び指針の内容をより多くの市民に周知し、指針に沿った具体的な対応を実施していきます。

また、継続的にカラスの生息調査、ごみ集積場所の状況調査を行いながら実施した施策に対してその効果の検証を行い、より具体的で効果的な施策の検討及び実施をしていきたいと考えています。そして、市民が安全で安心して快適に生活することができるよう環境の向上に寄与してまいりたいと思います。

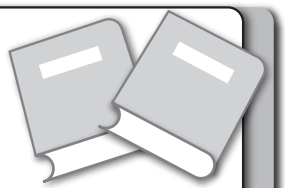

●第56号（2019年2月発売）　定価（本体1,150円＋税）

・**特集　災害時の避難行動要支援者等への支援**
　災害時における避難行動の現状と課題
　避難行動要支援者支援体制の構築について
　水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）について～避難確保計画を中心に～
　大分県別府市　行政・地域・事業者らの連携による個別支援計画作成と訓練実施
　東京都杉並区　「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」制度
　新潟県三条市　共助を主体とした災害時要援護者支援の取組について
　福岡県久留米市　「避難行動要支援者名簿」を活用した図上訓練～地域での"よりよい支援体制づくり"を目指した地域・行政 協働の取組～
　遊佐町災害対策基本条例
　ひょうご防災減災推進条例
・**CLOSE UP　先進・ユニーク条例**
　福岡県犯罪被害者等支援条例
　浦添市里浜の保全及び活用の促進に関する条例
　ひょうご防災減災推進条例
・**トピックス**
　「地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会報告書」等について
　「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」改訂版の解説
　民法の一部を改正する法律（成年年齢関係）の解説

商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい　フリーコール（通話料無料）受付時間：月～金 9時から17時　TEL：0120-953-431　FAX：0120-953-495　Webサイト URL：https://gyosei.jp